

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です

さまざまな力タチで市内の中小企業を応援します！

市では、市内の中小企業の皆さん
の事業活動を応援しています。さまで
ざまな支援策を紹介します。

◆経営支援

○企業活動支援員の訪問相談：中小企
業診断士などの資格を持つ企業活動
支援員が個別訪問して、経営に関する
悩みなどを聞き、アドバイスや経
営診断を行います。

◆専門家の派遣

○中小企業・小規模事業者が抱える課
題を中小企業診断士・税理士・弁護
士などの専門家を派遣して支援しま
す（年2回まで）。

◆金融支援

○低金利の融資制度：運転・設備・環
境配慮・開業のための資金を低金利
で借りることのできる制度です。市
では、利子補給と東京信用保証協会
などの保証料の一部を助成していま
す（金融機関・東京信用保証協会な
どの審査が必要）。

○セーフティネット保証制度の認定：
業況の悪化している業種に属する中
小企業者などを支援するための国の
制度です。信用保証協会の一般の保
証枠と別枠で保証を受けることがで
きます。市では、保証を受ける際に
必要な認定を行っています。

○東日本大震災復興緊急保証の認定：
東日本大震災で被害を受け、業況が
悪化した中小企業者は、一般保証、
セーフティネット保証とは別枠で、
新たな保証を受けることができます。
(平成31年3月31日まで)。市では、
保証を受ける際に必要な認定を行っ
ています。

○セーフティネット保証とは別枠で、
新たな保証を受けることができます。
(平成31年3月31日まで)。市では、
保証を受ける際に必要な認定を行っ
ています。

◆販路開拓支援（中小企業販路開
拓支援助成金）

展示会や見本市への出店経費や運搬
費用などの2分の1（本事業を初めて
利用する場合は3分の2、いずれも上
限10万円）を助成します。

◆ホームページ作成支援（ICT 活用販路開拓事業助成金）

ホームページの作成や大幅な変更を
する場合の経費（上限10万円）を助成
します。

◆市内企業（製造業）の情報を発信

「羽村市製造業製品・技術PRレポー
ト」を作成しているほか、企業の概要、
主要製品・保有技術などを市公式サイ
トに掲載し、情報発信を行っています。

◆人材育成支援（技術力向上およ び人材育成支援助成金）

人材育成のための研修費や、資格取
得のための経費などの2分の1（上限
20万円）を助成します。

◆創業支援スペース・サロンの設置

産業福祉センター内に設置し、創業
のための情報収集・発信や作業スペー
ス、情報交換、創業の専門家への相談を
行うことができます。また創業に役立
つ情報のメール配信やセミナーを行っ
ています。

◆産業福祉センターの使用料免除

音・防臭・防振などの改修や工場の移
転、設備更新などの経費の4分の3（上
限375万円）を助成します。

◆人材確保支援

青梅線沿線地域企業の人材確保支援
を行なう、青梅線沿線地域産業クラス
ター協議会の事業です。

◆立地環境改善支援（ものづくり 企業地域共生推進事業助成金）

近隣住民へ配慮するために行う防
音・防臭・防振などの改修や工場の移
転、設備更新などの経費の4分の3（上
限375万円）を助成します。

羽村市での創業を応援します 創業支援補助金

市では、創業に要する経費の一部を助成し
ます。羽村市での新たな需要と雇用の創出を
促進し、市の産業の振興と活性化を図ること
を目的とした補助制度です。

アイデアや夢を実現し、新たなビジネスチャ
ンスを形にしましょう。

補助対象者 羽村市内で新たに創業する方、
または第二創業を行う方

※第二創業とは、事業承継後5年未満の方、
または平成31年2月末までの間に事業承
継を行う方で、「日本標準産業分類」の中分
類を越えた業態転換や新事業・新分野進出
を行う方。

※今年度から、市外在住者も対象となります。

補助対象経費 創業に必要な官公庁への申請書類作成など
に係る経費

②事業所等借入費

③設備費

④マーケティング調査費

⑤広報費

補助率・上限額 対象経費の3分の2、上限
50万円

申請期間 10月1日㈪～31日㈫

審査方法 次のポイントから書類審査および
面接審査を行います。

ビジネスよろず合同相談会

「事業承継を行いたい」「経
営改善を図りたい」「資金繰り
を見直したい」「新しい販路を
見つけたい」ほかにも経営の
ことなど、事業者のさまざま
な悩みを複数の専門家が合同
でお聞きします。
また、困っていることが整
理できていない方にも、複数
の専門家からアドバイスを受
けられることで、自分では気が付
かなかつた課題を見つけるこ
とができます。個人事業主の
方も参加することができます。
悩みを解決して、新しい経
営展開の可能性を広げましょう。

★創業支援コーディネーターへ相談してください

さい

創業支援コーディネーターが申請のための
事業計画書作成をお手伝いします。創業支援
コーディネーターのスケジュールは市公式サ
イトをご覧ください。

①創業に必要な官公庁への申請書類作成など
に係る経費

②事業所等借入費

③設備費

④マーケティング調査費

⑤広報費

補助率・上限額 対象経費の3分の2、上限
50万円

申請期間 10月1日㈪～31日㈫

審査方法 次のポイントから書類審査および
面接審査を行います。



内657へ

日本政策金融公庫による「創業相談会」

創業を考えている方や創業 時～4時

後の経営で悩んでいる方向け 会 場 羽村市創業支援ス
ペース・サロン（産業福祉
センター内）

に、日本政策金融公庫の専門
相談員による個別相談会を行
います。お金のことだけでな
く、創業に関するさまざまな
悩みに無料でお答えします。

申込み・問合せ 事前に、電
話で産業振興課商工観光係

詳しくは、市公式サイトをご覧いただき
ください

費用の記載がない場合は無料です